

《記入例1》

退職等により、未徴収税額（平成32年5月分までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例1…年税額84,400円の人が平成31年9月28日に退職する場合

年税額	⑥月分	7月分	8月分	⑨月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア)84,400円=

既に納入済みの額
徴収済額(イ)28,400円

未徴収税額(ウ)56,000円=普通徴収へ切り替える総額

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出して下さい。

婚姻等により名字が変更した場合は、旧姓も記入して下さい。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

鎌ヶ谷市長 様
平成31年10月5日提出

住所(居所)又は所在地 〒273-0124 鎌ヶ谷市中央1-2-3
フリガナ (カブ) ハツトミシヨウジ
氏名又は名称 (株)初富商事
代表者の職氏名印 代表取締役社長 栗野 一郎 (会社印)
個人番号 111111111111111111

給与所得者
受給者番号(整理番号) フリガナ コバヤシ ナツミ
123456 氏名 小林 夏美 (旧姓 吉田)
生年月日 昭和・平成 56年8月10日
個人番号 2222222222222222
1月1日現在の住所 鎌ヶ谷市富岡4-5-6
給与の支払を受けなくなった後の住所 船橋市本町7-8-9

特別徴収税額(年総額) (ア) 84,400円
徴収済額 (イ) 28,400円
未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 56,000円
異動年月日 31・9・28

現年度 2.新年度 3.旧年度

※市町村使用欄
特別徴収義務者 99999 ← 鎌ヶ谷市に異動する
整理番号 5 ← 鎌ヶ谷市に異動する
課・保 人事課給与係
氏名 田中 秋美
電話 445-1141 (内線 999)

異動の事由
① 退職
② 転勤
③ 合併
④ 休業
⑤ 長期欠勤
⑥ 死亡
⑦ 会社解散
⑧ 住所異動
⑨ その他(特別徴収不可)

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収(1月以降は必須)
3. 月分納入(1月日納期分)
理由 異動の事由のとおり

退職した年の1月から退職時までの給与支払額 2,500,000円
控除社会保険料額 300,000円

※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

必ずご記入下さい。
指定番号と整理番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。

残額を従業員が自分で支払う場合には、「3.普通徴収」に○をつけます。

- 普通徴収に切り替わると
普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、翌年1月)です。(P7参照)この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割し、本人が納付します。
- 異動届の早期提出のお願い
異動届の提出が遅れると、普通徴収の納期の回数が少なくなり、1回当たりの納付額が大きくなりますので、早期提出にご協力下さい。